

10/8
朝日

要介護1、2向け生活援助 介護保険 継続を検討

介護保険を使った掃除や
調理などの生活援助サービス
について、厚生労働省は
事業者に対する報酬を引き

下げて継続させる検討に入
つた。介護福祉士以外が生
活援助を担うことで人件費
を抑える。介護の必要度が

比較的軽い要介護1、2の
人向けの生活援助を保険の
対象から外し、市区町村の
事業に移すことは見送る。
介護保険制度は3年に1
度見直され、次回は2011
年度の予定。軽度者向け
のサービス縮小は焦点とな
っている。厚労省は12日に
開かれる社会保障審議会

（厚労相の諮問機関）の部
会で、今後の生活援助サー
ビスの考え方を示す。

訪問介護には食事や排泄
と掃除、洗濯などを担う
「生活援助」があり、介護
福祉士やホームヘルパーが
担う。厚労省は、一定の技
術が必要な身体介助を介護
福祉士が担い、生活援助を
介護福祉士以外の職員に担
つてもらう人員配置とした
い考え。生活援助はホーム
ヘルパーに加え、新たな担
い手となる介護職員を配置
し、人材不足の解消を図

る。ただ、ホームヘルパー
の待遇悪化になる可能性が
高く、反発も予想される。
一方、厚労省は事業者に
に対する報酬のうち生活援助
分の引き下げも検討してい
る。下げ幅は18年度の介護
報酬改定に向けて議論し、
膨らみ続ける介護費の伸び
の抑制をめざす。

財政制度等審議会（財務
相の諮問機関）は軽度者向
けの生活援助を保険の対象
から外して市区町村の事業
に移すことを提案している
が、厚労省は見送る方針。
(水戸部六美)